

令和 4 年度事業内容について

中央区成年後見制度利用促進計画の策定から 2 年目となる令和 4 年度は、地域連携ネットワークの強化など、令和 3 年度に設置した中核機関の取組の充実を図るとともに、引き続き計画に記載した重点事業や計画に盛り込むべき施策の方針に記載した新規・充実事業の推進に取り組みます。また、今回の最終とりまとめで示された国の第二期基本計画の内容を踏まえ、次期計画に盛り込むべき施策の方針の策定に向けた検討を行います。

1 令和 4 年度事業内容

(1) 中央区成年後見制度利用促進審議会の運営

成年後見制度の利用促進に係る各取組の進捗状況の点検、評価を行うとともに、次期計画に盛り込むべき施策の方針の策定に向けた検討を行います。

〔実施回数〕 2 回

〔委員構成〕 13 人(学識経験者、弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、福祉関係団体等、区職員)

〔審議事項〕・成年後見制度の利用促進に係る施策及び取組の進捗状況の点検・評価に関すること
・その他、成年後見制度の利用促進に必要なこと

(2) 中核機関の運営

中央区社会福祉協議会成年後見支援センター「すてっぷ中央」を中核機関と位置付け、業務の一部を社協に委託し、区と社協が一体となって運営します。

ア 制度の普及・啓発

講演会、講座、相談会の開催及びチラシ、パンフレット、広報誌の作成等

イ 相談業務

一般相談、福祉法律相談の実施。

ウ 社会貢献型後見人等（市民後見人等）の養成

社会貢献型後見人等養成基礎講習、社会貢献型後見人等受任者連絡会、後見活動メンバーフォローアップ研修の実施

エ 社会貢献型後見人等（市民後見人等）の法人後見監督業務

オ 申立人・後見人等への支援

申立支援、後見活動支援、親族後見人等向け講座・交流会の実施

カ 地域連携ネットワークの構築

地域、福祉、医療、司法関係者、金融機関など、地域で権利擁護支援に携わる関係者間の顔の見える関係づくりと情報の共有を図るため、地域関係者ネットワーク連絡会を開催します。

〔実施回数〕 2 回

- 〔参加者〕 高齢者や障害者の権利擁護支援に関わっている方
〔内 容〕 ・参加団体による講演会
・事例報告・検討（グループワーク） 等（予定）

キ 権利擁護支援推進協議会の運営

地域連携ネットワークの構築に向けた継続的な協議や、司法・福祉の専門職の意見を要する困難ケースについての検討を行います。

〔実施回数〕 3回

〔委員構成〕 9人（弁護士、医師、司法書士、社会福祉士、福祉関係団体等、区職員）

〔審議事項〕 ・認知症高齢者等の権利擁護に係る支援の必要性及び適切な支援内容について

- ・専門職後見人等及び社会貢献型後見人等の候補者の推薦について
- ・認知症高齢者等の権利擁護に係る必要な支援を行うための専門職団体等による地域連携の仕組みづくりについて
- ・その他、認知症高齢者等の権利擁護支援について

（3） 成年後見費用助成事業への補助

社協が実施する成年後見費用助成事業に係る事業費を区が補助します。

成年後見費用助成事業…経済的な理由で成年後見制度の利用が困難な人に対し、申立て費用及び後見人等に対する報酬の助成を行うことで、区民の権利擁護を図る。

（4） 区長申立て・後見報酬費用の助成

判断能力が不十分な高齢者等で、配偶者及び4親等以内の親族がいない場合などに、本人の福祉サービスの利用を支援し、権利を擁護するため、区長が後見等開始の審判請求を行います。また、成年後見人に対する後見報酬等の費用を負担することが困難な者に対して、その費用を助成します。

（5） 権利擁護支援事業への補助

社協が実施する権利擁護支援事業に係る人件費及び事業費を区が補助します。

権利擁護支援事業…高齢者や障害者が安心して暮らしていけるよう福祉サービスの利用契約や利用料の支払い手続き等の援助を行うとともに、日常的な金銭管理、重要書類の保全等のサービスを提供する。

2 新規・充実事業等

（1） 地域連携ネットワークの強化

権利擁護支援の早期の段階から後見人等選任後まで、本人を含めたチームに対して必要に応じて専門的な助言を行うなど、権利擁護支援を必要とする人を適切な支援につなぐため、「権利擁護支援推進協議会」において、地域、福祉関係者と司法専門職の連携を強化します。また、令和3年度に立ち上げた「権

利擁護支援地域関係者ネットワーク連絡会」の活性化を図り、地域関係者の顔の見える関係づくりを進めるなど、地域連携ネットワークづくりをより一層推進します。

(2) 親族後見人等に対する継続的な見守り・支援

令和3年度に実施した、すてっぷ中央で申立て支援等を行った親族に対するその後の申立て状況や選任状況の確認、連絡先の把握のためのアンケートを引き続き実施するとともに、親族後見人等の後見業務が本人の意思を尊重しその身上に配慮して行われるよう、アンケートで連絡先を把握した親族後見人等に対し、親族後見人等向けの講座の案内や家裁への報告時期に合わせたモニタリングを行う。

(3) 社会貢献型後見人等の養成及び受任促進

養成研修やフォローアップ研修を実施し、社会貢献型後見人等候補者の養成及び支援を継続するとともに、受任要件のあり方やリレー・複数後見の活用など、社会貢献型後見人の受任促進に向けた検討を行います。

(4) 法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整えるとともに、法人後見の活動を支援することで障害者の権利擁護を図るため、ニーズの把握に努めながら、すてっぷ中央と連携し、令和5年度の実施に向けた検討を行います。